

2019年4月入学 大学院理学研究科 長期履修制度の申請手続案内について

入学時より長期履修制度の適用を希望する者は、下記により申請を行ってください。申請後、研究科内で審議のうえ長期履修の許可（不許可）を決定します。

1 長期履修制度とは

長期履修制度とは、就業、出産、育児、介護等の事情により、標準修業年限（博士前期課程2年、博士後期課程3年）を超えて一定の期間にわたり、計画的な教育課程の履修を認める制度です。長期履修を認められた場合には、標準修業年限において支払うべき授業料の総額を、認められた長期在学期間に分割して支払うことになります。

2 長期履修における在学期間

長期履修制度における在学期間については、標準修業年限を超える期間は1年を単位とし、在学年限（在学できる限度年数：博士前期課程4年、博士後期課程6年）を限度とします。つまり博士前期課程は3年、4年のいずれか、博士後期課程は4年、5年、6年のいずれかとなります。在学中に休学した場合の期間は在学期間には含めません。また、長期履修の場合でも、在学年限は変わりません。なお、在学中1回に限り長期履修の在学期間を、標準修業年限を限度として短縮できる場合があります。（短縮手続については、入学後別途周知します。）

3 長期履修における授業料

標準修業年限分の授業料に相当する額を、長期在学期間に応じて半期ごとに分割して納付します。授業料の計算方法は【別紙】のとおりです。なお、長期在学期間を終了してもなお課程修了せず在学する場合には、それ以降は通常の授業料と同額になります。

4 申請資格

次のいずれかに該当し、標準修業年限内での修業が困難な者

① 常勤職員としての職業を有する者

常勤職員とは勤務先の規定によりますが、概ね週40時間（月160時間）の勤務時間数とします。

② 出産、育児又は介護を行う必要がある者

育児とは、申請者の入学時点において小学校就学前の子の育児とします。また介護とは、被介護者が申請者の2親等以内の親族であり、2親等の親族の場合には申請者と同居していることを条件とします。

③ その他、特段の事情があると認められる者

申請者又は申請者を扶養する者の経済的理由による場合を除きます。

5 申請書類

- ・申請者全員 … ○「長期履修申請書」(様式1 入学生用)
 - 許可(不許可)通知送付用封筒
 - (宛先を記載し82円切手を貼付した長型3号のもの)
- ・常勤職員の職業を有する場合 … ○「長期履修申請承認書」(様式2)
 - (勤務先所属長と本人が記入・押印したもの)
- ・出産の場合 … ○「母子健康保健手帳」の写し
- ・育児の場合 … ○「住民票」(申請者と子の記載があるもの)
- ・介護の場合 … ○被介護者の「診断書」又は「要介護(要支援)決定通知書」の写し
 - 「住民票」(同居の場合で申請者と被介護者の続柄が記載されているもの)
 - 1親等で同居していない場合は、申請者と被介護者の続柄が分かる書類
- ・特段の事情がある場合 … ○特段の事情を証明する書類(証明する書類が入手できない場合には、その事情を具体的に記載し自署した書類(A4の用紙に記載))

6 申請方法

指導予定教員又は入学予定専攻の専攻長に「長期履修申請書」(様式1 入学生用)を事前に提示し、申請書最下欄の記入・押印を受けたうえで、下記提出先に、2019年度首都大学東京大学院理学研究科(博士前期課程)の出願書類と一緒に提出してください。

7 申請期限

2018年8月3日(金)

8 提出先

首都大学東京管理部 理系学務課 理学部教務係

9 許可(不許可)通知予定日

2018年9月7日(金)(発送予定)

10 その他

長期履修の学生が、学生としての本分に反する行為をしたとき又は長期履修に関し虚偽の申請をしたことが判明した場合は、長期履修の許可を取り消すことがありますので、ご注意ください。

<問い合わせ先(各専攻教務担当教員)>

- | | | | | |
|---------|-----|-------|---------|-------------------------------|
| ・数理学専攻 | 教授 | 倉田 和浩 | 内線 3141 | E-mail: kurata@tmu.ac.jp |
| ・物理学専攻 | 教授 | 角野 秀一 | 内線 3363 | E-mail: kakuno@phys.tmu.ac.jp |
| ・化学専攻 | 准教授 | 田岡 万悟 | 内線 3536 | E-mail: mango@tmu.ac.jp |
| ・生命科学専攻 | 准教授 | 角川 洋子 | 内線 2723 | E-mail: kakugawa@tmu.ac.jp |

【別紙】長期履修における授業料の計算方法（平成 28 年度授業料額による試算）

【前提】

年間授業料（平成 28 年度）：520,800 円/年（博士前期課程・後期課程共通）
 標準修業年限分の授業料相当額：博士前期課程 520,800 円×2 年＝1,041,600 円
 博士後期課程 520,800 円×3 年＝1,562,400 円

【博士前期課程で在学期間 3 年の長期履修が認められた場合の半期授業料額】

①休学せず 3 年間で修了する場合

1,041,600 円÷3 年＝347,200 円/年 ÷2＝173,600 円/半期

② 2 年目（前期 4/1～9/30, 後期 10/1～3/31）休学し、休学期間を除く 3 年間で修了する場合

休学中（期の始期から終期まで継続して休学する場合）の授業料は不要。休学前、復学後の授業料額は①と同額。

③長期在学期間を終了してもなお課程修了せず在学する場合

当初 3 年間は①と同額。4 年目以降は 520,800 円/年 ÷2＝260,400 円/半期

	1 年目		2 年目		3 年目		4 年目	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
①	173,600	173,600	173,600	173,600	173,600	173,600	—	—
②	173,600	173,600	休学(0)	休学(0)	173,600	173,600	173,600	173,600
③	173,600	173,600	173,600	173,600	173,600	173,600	260,400	260,400

【博士後期課程で在学期間 4 年の長期履修が認められた場合の半期授業料額】

①休学せず 4 年間で修了する場合

1,562,400 円÷4 年＝390,600 円/年 ÷2＝195,300 円/半期

② 2 年目（前期 4/1～9/30, 後期 10/1～3/31）休学し、休学期間を除く 4 年間で修了する場合

休学中（期の始期から終期まで継続して休学する場合）の授業料は不要。休学前、復学後の授業料額は①と同額。

③長期在学期間を終了してもなお課程修了せず在学する場合

当初 4 年間は①と同額。5 年目以降は 520,800 円/年 ÷2＝260,400 円/半期

	1 年目		2 年目		3 年目		4 年目		5 年目	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
①	195,300	195,300	195,300	195,300	195,300	195,300	195,300	195,300	—	—
②	195,300	195,300	休学(0)	休学(0)	195,300	195,300	195,300	195,300	195,300	195,300
③	195,300	195,300	195,300	195,300	195,300	195,300	195,300	195,300	260,400	260,400